

2 政治団体の主要な届出書類

届出書類	一般の政治団体		資金管理団体		政策研究団体		特定パーティー		政治資金団体		政党の本部				政党の支部			
	税優遇なし		あり		税優遇なし		あり		設立 異動 解散		設立 異動 解散		国会議員5人以上		% 政党		設立 異動 解散	
	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散
設立届	●			●			●			●			●			●		
規約(会則・綱領等)	●			●			●			●			●			●		
被推薦書				●														
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知				●														
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知				(●)			(●)											
国会議員氏名届				(●)			(●)											
届出事項等の異動届				●			●			●			●			●		
解散届				●			●			●			●			●		
資金管理団体指定届							●											
資金管理団体届							●											
資金管理団体の異動届																		
資金管理団体指定取消届																		
資金管理団体でなくなった旨の届							●											
資金管理団体の宣誓書(届出の)				●			●			●			●			●		
特定パーティーの開催計画書																		
収支報告書													●					
政治資金団体届													●注2					
政治資金団体届																		
政治資金団体届																		
所属国会議員届																		
承諾書及び宣誓書																		
政党の支部の状況に関する届																		
宣誓書																		
得票総数届																		
政党の状況等に関する届																		
支部証明書																		

すべての政治団体の会計責任者は、12月31日現在の1年間の収支を、原則翌年3月末日(国会議員関係政治団体は翌年5月末日)までに報告するよう義務付けられています(解散のときは、解散届に解散の日までの収支報告書を添付します。)

注) 1 税の優遇措置の適格団体は、政党・政党支部・政治資金団体、特定の公職の候補者の被推薦書、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は国会議員氏名届を提出している政治団体に限られます。
 2 政治資金団体の「指定届」及び指定の「取消届」は、政党本部が総務省に直接届け出ます(規正法6条の2)。
 3 政党支部の異動で「政党の状況等に関する届」が必要になるのは、「政党支部の名称」の異動の場合です。
 4 政党支部の異動で「支部証明書」が必要になるのは、「政党支部の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」及び「支部の単位」の異動の場合です。